

鳥取縣公報

昭和二十六年六月二十二日 金曜日 第一千二百二十号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

訓 令

公印の保管に関する事項
人事に関する事項
予算、決算に関する事項

金錢、物品の出納保管に関する事項
文書の收受、發送並びに監理に関する事項

土地建物の管理保全に関する事項
所内の警備取締に関する事項

厚生及び衛生に関する事項
他部の主管に属しない事項

総合企画に関する事項
工業近代化の研究並びに指導に関する事項

試作品並びに見本品に関する事項
調査及び統計に関する事項
經營管理の研究並びに指導に関する事項
展示会、講習会、講演会、競技会等に関する事項

鳥取県木材工業指導所処務規程

第一條 鳥取県木材工業指導所（以下「本所」という。）に次の係を置く。

一、総務係

鳥取県知事 西尾愛治

第二條 各係の分掌は次の通りとする。

総務係

試験研究指導機関との連絡に関する事項

技能者の養成に関する事項

業務報告に関する事項

技術係

意匠図案設計の研究並びに指導に関する事項

研究試作及び信託試作に関する事項

原材料利用の研究並びに指導に関する事項

製材の試験研究並びに指導に関する事項

乾燥の試験研究並びに指導に関する事項

單板の試験研究並びに指導に関する事項

機械器具の試験研究並びに指導に関する事項

曲木の試験研究並びに指導に関する事項

接着及び接合の試験研究並びに指導に関する事項

合板及び成型合板の試験研究並びに指導に関する事項

塗装の試験研究並びに指導に関する事項

竹、杞柳及び藤製品の試験研究並びに指導に関する事項

01052

事項
乾燥度試験に関する事項
製品の検査に関する事項

分析化學試験に関する事項

強弱試験に関する事項

所長に事故があるときは所長の指定した係長が監督する。

第三條 所長は知事の命を受け所務を掌理し職員を指揮する。

第五條 所長は職員の任免進退に關し知事に意見を具申することができる。

第六條 各係に係長を置き所長が任命する。

第七條 次の事項は所長において專決処理することができる。

告示

から適用する。

示

◇鳥取縣告示第二百六十八号

鳥取縣木材工業指導所設置條例（昭和二十六年三月鳥取縣條例第二十五号）に基く鳥取縣木材工業指導所諮詢委員會規程を次のように定める。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材工業指導所諮詢委員會規程

第一條 鳥取縣木材工業指導所諮詢委員會（以下「委員會」という。）は、所長の諮詢に応じ鳥取縣木材工業指導所（以下「指導所」という。）の円滑な運営を図ることをもつて目的とする。

第二條 委員會は所長に意見を具申することができる。
第三條 委員會は委員長一名、副委員長一名、委員若干名をもつて組織する。

- 五、傭人（助手、小使、給仕）の任免
- 六、製作品の処分
- 七、機械器具並びに参考品の貸与
- 八、所名又は所長名による文書の往復
- 九、研習生の入退所
- 十、前各号の外軽易な事項

- 第八條 所長は重要な用務を帶びて出張したときは帰所後直ちに知事に復命しなければならない。
- 第九條 本所はその業務について一般の依頼に応ずることができる。
- 第十條 所長は毎年四月末日までに前年度における業務前項の依頼をしようとするものは別に定める手続きによるものとする。
- 第十一條 前各條に規定するもの外必要な事項に關し功程を知事に報告しなければならない。
- 第十二條 前各條に規定するもの外必要な事項に關しては所長が知事の承認をへて定める。
- この規程は公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日

附則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日

2 委員長及び副委員長は委員の互選によつて定める。
3 委員は広く學識経験者の中から知事が委嘱又は任命する。

4 委員の任期は一ヶ年とする。

第五條 委員会には必要に応じ専門部会を設けることができる。

第六條 委員会の運営等については委員会において定めるものとする。

第七條 委員会は委員が二分の一以上出席しなければ會議を開くことができない。

第八條 委員会の議事は出席委員の過半数によつて決する。可否同数のときは委員長が決する。

第九條 委員会には幹事若干名を置き知事が委嘱又は任命する。

第十條 委員会は幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第十一條 委員会は必要に応じ関係者の意見を徵することができる。

第十二條 委員会は幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第十三條 委員会は幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第十四條 委員会は幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

◇鳥取縣告示第二百七十號

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八號）附則第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれる市町村の名称並びに農業委員会の名称及び区域を次のように定める。

昭和二十六年六月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

01055

郡 市 町 村 名 称	農業委員 会の名称	域	米子	其の他の区域
鳥取市	稻葉農業 委員會	百谷、瀧山、小西谷、卯垣、岩倉、 岩倉新道	八頭郡 智頭郡 山形	字智頭、市瀬、南方
富桑	品治、西品治、田島	那岐	大呂、芦津、八河谷	字篠坂、毛谷、大内、郷原、西野
中ノ郷	円護寺、覺寺、浜坂、浜坂新田	土師	宇塚、野原、眞鹿野、東宇塚、西 字大背、早瀬、大屋、奥本、河津原	字三田、山根、穂見、木原、埴師、 横田、三吉、慶所
賀露	賀露	富沢	字岩神、坂原、中田、惣地、新見、 口波多、波多、口宇波、宇波	
美保	古市一区、富安、吉成、的場、大 覚寺、宮長、叶、数津、的場			
旧市	其の他の区域			
米子市	住吉	旗ヶ崎一、二、三区、安部、上後、 藤ノ一、二		
車尾		戸上、觀音寺、車尾二、三、四、 五、六、七、八区		
福生	福生一、二、三、四、五、六、七、 八、九区			
福米	福米一、二、三、四、五、六、七、 八区			
加茂	加茂一、二、三、四、五、六、七、 八、九、十、十一区			

◇鳥取縣告示第二百七十一號

昭和二十六年六月鳥取縣規則第三十號鳥取縣漁船法施行規則附則第二項の規定による漁船の検認の期日を次の通り定める。

昭和二十六年六月二十二日

七月一日より九月末日まで

01056

正誤

昭和二十六年三月三日鳥取縣公報号外鳥取縣告示第一百五号中誤植があるので次のように訂正する。

第二條の次に「第三條補助金は別表に定める標準による」を加え「第三條補助の交付を受けようとする者は」とあるを「第四條補助金の交付を受けようとする者は」に訂正する。

昭和二十六年五月四日鳥取縣公報第一千二百六号鳥取縣條例第三十三号中誤植があるので次のように訂正する。

一頁 段行誤正
六 下三十一
4

昭和二十六年六月二十二日印刷
昭和二十六年六月二十二日發行
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日印
第三種郵便物認可)
印 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 市 東 町 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 市 東 町
印 刷 所